

## 情報提供に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の有機認証業務規程第29条第6項により行う認証情報の提供等の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(情報の提供について)

第2条 JAS法第19条第4項及びJAS法施行規則第50条に基づき、この法人の保有する情報（登録認証機関が認証に関する業務を円滑に行うために他の登録認証機関から提供を受けることが必要な情報として主務省で定めるものに限る。）を提供する。

2 前項に定めた以外に他の登録認証機関より情報提供を求められた場合は、申請者又は認証事業者の同意を得て情報提供を行うものとする。

(情報提供の受付)

第3条 認証の情報提供を希望する登録認証機関は、『情報提供に関する依頼書』の提出をもって受付を行うものとする。

(情報提供の拒否)

第4条 他の登録認証機関からこの法人が保有する認証の情報提供を求められた時に、以下の場合は情報提供を拒むことができる。

- ① この法人の有機認証業務規程や下位規程で定める文書保存期間を経過し、認証に関する情報を既に破棄し保有していない場合
- ② この法人の有機認証業務規程や下位規程の規定に基づき要求する書類を提出しない場合や手数料を納付しない場合等、登録認証機関が定める手続きや条件に従わない場合
- ③ 情報提供依頼の理由が説明されない場合又は依頼理由が不明確であるため情報提供の必要性が確認できない場合
- ④ 新たな認証の申請、認証事業者による認証条件への違反の疑い、外国からの照会等の情報提供が必要になる事態が生じている旨を確認できず、情報提供の必要性が認められない場合
- ⑤ 第2条の2項に係る情報提供について、申請者又は認証事業者の同意が得られない場合

2 提供する情報の一部にこの法人の審査担当者名等の個人情報又は業務実施上のノウハウに関する情報等の機密情報が含まれており、当該情報が認証業務に必要な範囲を超えると認められる場合は、当該情報が記載されている箇所を黒塗り又は除外して提供する。

(情報提供の依頼の手順)

第5条 情報提供を求める登録認証機関は、別に定める『情報提供に関する依頼書』をこの法人に提出する。

2 認証部員は、『情報提供に関する依頼書』を確認し、情報提供を求める登録認証機関へ請求書を発行する。

3 認証部員は、手数料の入金を確認後、すみやかに依頼された必要な書類を整えるものとする。

(情報提供発行に係る料金)

第6条 この法人は、情報提供にあたり、以下の手数料を徴収するものとする。

JAS法第19条第4項に基づく手数料	55,000円
その他の情報提供手数料	33,000円

(規程の変更)

第7条 この要領の変更は、常務役会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項は、常務役会の決議により別に定める。

(附則)

1. この要領は、2023年4月1日から施行する。